第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年2月17日(金)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6田口 慶則・7野田 清太・14池山 允敏・15宮本 政春

16 中谷 秀也 ・17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭

22 中野 たつ子

以上9名

欠 席 委 員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総 合 支 所 久居:若松主査 一志:柴山担当副主幹

白山:谷担当副主幹 美杉:磯田担当主幹

議事録署名者 14池山 允敏・16中谷 秀也

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 長 それでは、第2回第2農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は24番 岡田委員の1名、出席委員数は9名です。

本日の議事録署名委員、14番 池山委員、16番 中谷委員、よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事務局 それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から17で、件数は17件、合計面積は28,188㎡で、その内訳は田が26,915㎡、畑が1,273㎡ございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

4ページから6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から5で、件数は5件、合計面積は20,041.23㎡で、その内訳は田が16,905㎡、畑が3,126㎡、その他が宅地で10.23㎡でござい

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権 移転)、でございます。

番号1 通路及び駐車場用地

番号2および3 一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は3件、合計面積は畑で887㎡でございます。

報告案件は以上です。

議 長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)を 議題とします。事務局、お願いします。

事務局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正につき、ページの差し替えがございます。

お手元の差し替えのほうを見ていただきたいんですけれども、14ページの 議案第4号の番号2から番号5までにおける貸渡人の住所、氏名が複数訂正と なりましたので、お手元にお配りいたしました該当の14ページのほうを差し替えをお願いいたします。訂正はないんですけれども、13ページのほうと併せて差し替えのほうをお願いいたします。

14ページの議案第4号の番号2から番号5までの貸渡人の住所、氏名が複数訂正となりましたので、差し替えのほうをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)で ございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町水尾____、登記地目・現況地目とも田、面積 874㎡ 外1筆、合計面積 3,028㎡、受人 ____、面積 14,697㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業継続困難のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目・現況地目とも畑、面積 69㎡、受人 ____、面積 4,533㎡、渡人 ____。 譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町北出____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 42㎡、受人 ____、面積 5,549.05㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号4、地区 下多気、申請地 美杉町下多気野登瀬____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,259㎡、受人 ____、面積 5,427.17㎡、渡人

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。 以上、件数は4件、合計面積は4,398㎡で、その内訳は田が3,070㎡、畑が1,328㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。 1番から3番、お願いします。

野田委員 1から3番を7番、野田がご説明をさせていただきます。2月9日に諸戸部 会長と田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てきました。 番号1ですけれども、受人は自ら契約する会社で農業部門も一生懸命してお

ります。受人は農業規模の拡大を図っておりまして、会社の近くである当該土

地を購入するものです。何ら問題はないと思われます。

2番です。受人は以前から耕作をしている土地で、渡人は高齢のため、受人 に譲渡するものでございます。これも何ら問題はないと思われます。

3番ですけれども、渡人は高齢のため労力不足となっておりますので、近く に住む受人に譲渡するものでございます。これにつきましても何ら問題はない と思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。下多気について説明いたします。9日の日に地元推進委員、事務局で現地を確認をいたしました。渡人は遠距離にいて管理ができにくいということで、受人は農業経営の拡大ということで、よろしくお願いします。

議 長 それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いし たいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定し たいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野庵ノ前____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 138㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を物置用地とするものです。

相続する以前より申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で138㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

	1番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。2月9日の日です。中谷、岡田、西森の3名の農業委員、それから地元推進委員、それから白山の総合支所、事務局というメンバーで見てまいりました。場所ですが、
議 長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見を伺います。どうで すか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、 これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)を議題とします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居小野辺町畑山新田、登記地目・現況地目とも畑、面積 406㎡ 外2筆、合計面積 974㎡、受人、渡人 外1名。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、438.4㎡、パネル設置率は、45%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 久居、申請地 新家町地蔵堂、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,471㎡、受人、渡人。これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。周辺は太陽光発電施設用地となっており、それらのメンテナンス用資材置場や作業用地として確保する計画です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

番号3、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内____、登記地目・現

況地目とも田、面積 238㎡ 外1筆、合計面積 952㎡、受人、
渡人 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、375.2㎡、パネル設置率は、39.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
成地区分16、分12年底地区「時間CAUS)。
番号4、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬会下、登記地目・現況地目とも田、面積 1,811㎡、受人、渡人。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、520.6㎡、メンテナンススペースを確保するため、
パネル設置率は、28.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号5、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬川原出、登記地目・現況 地目とも畑、面積 922㎡、受人、渡人。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、283.2㎡、不整形地のため、パネル設置率は、30.
7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号6、地区 八ツ山、申請地 白山町山田野松本、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 266㎡、受人、渡人。
これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。
渡人が相続する以前より、申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出があ
りますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
11ページをお願いいたします。
番号7、地区 川口、申請地 白山町川口関ノ宮 、登記地目・現況
地目とも田、面積 435㎡ 外2筆、合計面積 1,171㎡、受
人、渡人 外2名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、439.9㎡、メンテナンススペースを確保するため、
パネル設置率は、37.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号8、地区 大三、申請地 白山町二本木大久保、登記地目・現
況地目とも田、面積 287㎡ 外2筆、合計面積 2,253㎡、受人
、渡人。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、 1 , 169 m^2 、パネル設置率は、 51.9% になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号9、地区 大三、申請地 白山町二本木山わき、登記地目・現
況地目とも田、面積 1,233m 外16筆、合計面積 11,364m 、
受人、渡人 外7名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、7,177.5㎡、パネル設置率は、46.7%になり ます。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 13ページをお願いいたします。 番号10、地区 大三、申請地 白山町二本木馬代谷____、登記地目· 現況地目とも田、面積 1,144㎡ 外1筆、合計面積 3,600㎡、受 人、渡人。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、1850.2 m、パネル設置率は、51.4 %になりま す。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号11、地区 大三、申請地 白山町二本木中野田 、登記地目・ 現況地目とも田、面積 760㎡ 外2筆、合計面積 1,592㎡、受人 ____、渡人 外1名。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 周辺の土地と一体利用するため、パネル設置面積は、2,442.5㎡、パ ネル設置率は、51%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号12、地区 下多気、申請地 美杉町下多気上村____、登記地目· 現況地目とも田、面積 522㎡ 外1筆、合計面積 1,113㎡、受人 、渡人 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 周辺の土地と一体利用するため、パネル設置面積は、439. 8㎡、パネル 設置率は、34.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は27,489㎡で、その内訳は田が19, 810㎡、畑が7,679㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。 議 長

> ただいま事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員 のご意見をお伺いします。

1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日の日に現状を見てまいりました。中野委員と野田委員 の諸戸委員、それと事務局、推進委員が4名で見てまいりました。これも別に どういうことは何もないと思います。そして、2番ですけれども、2番も太陽 光の用地を平らにする工事のための駐車場ということですので、これも何ら問 題ないと思います。これは推進委員が3名、田中さん、小田さん、青木さん、 それで諸戸さんと野田さんと中野さん、事務局、私とで現状を見て、何ら問題 ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

3、4、5、お願いします。

池山委員

14番、池山です。3番、4番、5番、これはいずれも波瀬地内で、既に周辺がほとんど太陽光、右を見ても左を見ても太陽光発電施設になってきております。3番については、現場、田んぼでございますが、問題はなかろうと。それから4番ですが、4番についても、これも田んぼでございますが、周辺がもう既に隣地も太陽光発電施設が設置されておりますので、まず問題はなかろうということでございます。5番でございます。5番も______に近いところでございますが、相当荒れておりまして、______いた跡地、畑になっておりますけれども、そのまま畑ではなくて、そういうふうに_____の跡地ということで、相当資材や金属はもうほとんど回収されたみたいで、あとはこれどういうふうに整地をするかなというのは心配になりましたけれども、_____が近辺にもたくさん施設を造っておりますので、まず問題はなかろうということでございました。3番、4番、5番、いずれも太陽光発電施設にするということで、問題はございませんでした。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

6番。

西森委員

17番、西森です。2月9日の日です。中谷、岡田、西森の3名の農業委員、それから地元推進委員、それから白山の事務局というメンバーでまた見てまいりました。場所も前回、先ほどと近いんですが、_____へ300mほどいったところです。もう既に始末書が出ていましたとおり、庭用地として利用されておりました。何ら影響はないと判断をさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございました。7から11番。

中谷委員

16番、中谷です。7番の川口ですけれども、2月9日の日に西森、岡田、中谷の委員と地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。場所は_____を挟んですぐ東になります。もう5年ほどになりますかね、耕作もされておらず、小さい町の田んぼでしたので、いずれは太陽光になるんであろうと思われていたところですので仕方がないかなと思われるところです。8番、これも9日の日に西森、岡田、中谷、3人の委員と地元推進委員、それと白山の事務局で見てまいりました。場所は_____のちょうど北側になります。西側には以前に建てられた太陽光のパネルもあり、ちょっとくぼんだところになっておりますので、別に問題はないかと思います。9番ですけれども、これも9日の日、喜多会長、諸戸部会長、西森、岡田、中谷の3人の委員と地元推進委員、それと本庁と白山の事務局で見てまいりました。この場所が

の南側になります。がすぐそばにあるところですけれども、川 の向こうは というところです。1万㎡を超える広い面積ですので、どう かなという思いはありましたけれども、現況、田とはしてありましたが、実際の ところ、山林になっておりました。自分が小学校の頃から山林という形で認識を しておりましたので、ああ、ここ田んぼやったんやなという思いでしたけれども、 その中でも2箇所ほど太陽光にされない土地がありましたので、事業者の方には 境界をはっきりされるようにということで指導をしていただきました。10番で すけれども、これも喜多会長、諸戸部会長、西森、岡田、中谷の3人の委員と地 元推進委員、本庁の事務局、白山の事務局で見てまいりました。これはの 西側の入り口との間になるちょうど谷底にあるようなところです。担い 手さんが何とか耕作もされていたようですけれども、獣害が多くて、周りも太陽 光になっていましたが、何もないところでした。11番ですけれども、これも9 日の日に西森、岡田、中谷の3人の委員と地元推進委員、それと白山の事務局で 確認をしました。
のこれも南側になります。周りは全部荒れた土地で、 近くに太陽光のパネルもあり、この辺りも太陽光発電の一角に近いうちになって いくのであろうと思われるようなところでした。4件とも太陽光というところで 問題はないかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 ありがとうございました。 12番。

結城委員 18番、結城です。12番について、9日の日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。耕作放棄地で荒れていて、放っておくよりも太陽光にしたほうがよいと、環境もまだ耕作放棄地で放っておくよりも太陽光にしたほうがええやろうなという感じでした。これは隣につきましては通行口とか資材の乗り入れで道をつけて利用したいということですので、よろしく。以上です。

議長ありがとうございました。

地元委員より説明がございましたが、皆さんからのご意見をお願いします。 ちょっとよろしいですか。 9番、議案の 9番、これちゃんと奥の家に言って あるか、業者は。

中谷委員 今のところは確認は取れてません。

議 長 話、聞いておるね。

中谷委員話は聞いています。

議 長 何かちょっと課題がありそうという話ですから、それを業者にちゃんと言う ておいてください。 ほか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。 ただいま審議をいただきました議案第3号について、ご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。異議なしと認め、よって議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	14ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居明神町風早、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 380㎡ 外1筆、合計面積 1,163㎡、借人、貸人。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 令和元年頃より、申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2から番号5までは関連した案件になります。
	番号2、地区 榊原、申請地 榊原町坪ノ興、登記地目・現況地目とも田、面積 33㎡ 外1筆、合計面積 72㎡、借人、渡人 外2名。
	番号3、地区 榊原、申請地 榊原町坪ノ興、登記地目・現況地目とも田、面積 812㎡、借人、貸人 外1名。
	番号4、地区 榊原、申請地 榊原町坪ノ興、登記地目・現況地目とも田、面積 965㎡ 外1筆、合計面積 1,176㎡、借人、 貸人 外2名。
	番号5、地区 榊原、申請地 榊原町坪ノ興、登記地目・現況地目とも田、面積 479㎡、借人、貸人、貸人 外3名。これらの案件につきましては、申請地を観光施設用地とするものです。榊原地区で計画されている観光施設のうち、テントサウナエリアとして整備する計画です。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 なお、開発許可と同時の許可となります。
	以上、件数は5件、面積は田で3,702㎡でございます。 これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見を伺います。 1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも去る9日の日に現地を確認してまいりました。諸戸委員、野田委員、中野委員、事務局、推進委員4名で行ってまいりました。これもほとんど無駄にしているような状態です。_____の北側でございます。これも事務局の説明のとおりでございますが、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。 2番から5番、お願いします。

野田委員 7番、野田です。2号から5号、同じ案件ですので、一括してご説明させていただきます。場所は____の隣接の土地でございます。ちょうど入り口の左側に当たる土地でございます。当該案件につきましては、国の補助を受けて農地を活用した観光の施設を整備するということでございます。国の審査等を受けておりますので、何ら問題はないかと思います。また、受人ですけれども、地元の営農組合の代表者が株式会社を設立して行うということでございますので、何ら問題はないかなと思います。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見がありましたら。 観光施設ってこれ、何するところ。

野田委員 ハーブ園、ハーブをつくって、そのハーブを利用したテントサウナ。 10区 画ぐらい。

議 長 近隣はもう了解出ているわけやな。

野田委員 川と道に挟まれた区域になっていますので、ここは。排水についても問題ないかなと思っています。

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第4号について は許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)を議題とします。事務局、よろしくお願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借) でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町谷口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 990㎡のうち499㎡、借人 ____、渡人 ___。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で499㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

野田委員 7番の野田でございます。これも同じく2月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てきました。特に案件につきましては、渡人の孫に当たる受人に住宅用地として土地を使用貸借するものでございます。周辺は宅地化が相当進んできておりまして、関係者には説明済みということでありますので、何ら問題はないと思います。 以上です。

議 長 ありがとうございます。

皆さんからはどうでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、 これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定し たいと思います。

> 次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事 務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定についてでございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,576㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,626㎡、契約件数は17件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で15, 614 m²、契約件数は3件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で24,404㎡、契約件数は7件でございます。

美杉地区につきましては、畑の賃貸借で1, $948 \,\mathrm{m}^2$ 、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて66, 594 ㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて8, 574 ㎡、合計契約件数は29件、合計面積は75, 168 ㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区13件、一志地区2件、白山地区6件、美杉地区2件で、合計23件、合計面積は65,118㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で79.4%、面積で86.7%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては「農用 地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記 載しております。今回は4件ございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件から先にお願いします。

______委員の7-14、_____委員の9-1、整理番号7-14についてです。

7番、 委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議 長 この1件について、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に 進達することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

		< 退 室 >
議	長	それでは、委員の1件について、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会才	類	<一同 異議なし>
議	長	ありがとうございます。この案件につきましても適正であると認め、市長に 進達することにいたします。 入室をお願いします。
		< 入 室 >
議	長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さん、いかがですか。よろしいですか。
部会雾	委員	<一同 意見なし>
議	長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件についてご異議ございませんか。
部会勢	長員	<一同 異議なし>
議	長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。
		午後2時42分
上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。 令和5年2月17日		
		議事録署名者
		議事録署名者